

別添

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための 教員の在宅勤務に関する実施要領

令和2年4月20日
徳島県教育委員会教職員課

1 目的

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、校長が、発熱等の風邪の症状がある教員等の在宅待機命令や休業期間中の学校への出勤者の削減の取組を行うに際して、教員に対し、学校に出勤せずに自宅において勤務を行うよう命ずることができるようにするもの。

2 在宅勤務について

校長は、教員に対し、校務の運営に支障がないと判断される場合において、9に例示する業務内容に準ずるもので、勤務時間に相当する業務量を伴う場合に限り、在宅勤務の命令を行うことができる。

勤務形態は、自宅を勤務場所とする出張扱いとし、実施単位は1日を基本とする。

3 対象

県立学校に勤務する教員（会計年度任用職員を含むが、夏季休業中に授業を予定している学校については、可能な範囲で授業の振替を行う）を対象とする。

教員間で在宅勤務を実施する頻度に著しい偏りが生じないように留意する。

4 勤務時間

学校の通常の勤務時間と同様とする。始業時と終業時に校長等管理職に対し、電話やメール等で連絡を行うこととする。

休憩時間以外の外出は禁止とする。

5 勤務場所の環境整備

在宅勤務実施の際には、私的な空間と業務を行う空間を区分する等、業務の円滑な遂行に必要な環境を確保する。

また、在宅勤務を実施する場所に関する安全衛生管理については、自己の責任をもってあたることとする。

6 職務専念義務について

勤務時間中は、職務に専念するものとする。

7 在宅勤務命令の手續について

校長が、在宅勤務を行わせる教員に対し、9に例示する勤務内容に係る業務計画書（別添様式 在宅勤務実施計画書）を作成させ、命令を行う。在宅勤務の終了後、当該業務計画に対応する業務報告書及びその成果物を提出させ、確認を行う。

8 休暇等の取得

在宅勤務中に職務を行えなくなった場合は、校長等管理職に対し休暇等の取得を申請するものとする。

9 在宅勤務における業務内容例

在宅勤務を命ずることのできる業務内容例は次のとおりとする。徳島県情報セキュリティポリシーにおける基本方針、徳島県情報セキュリティ対策基準に基づき、個人情報等の機密性を有する情報を扱う業務内容は不可とする。

- ・学校再開時の授業の準備等のための指導案や教材の作成
- ・学校再開時の教育課程編制や時間割計画の見直し
- ・臨時休業期間中の児童生徒の家庭学習用教材に係る調査研究と実施計画
- ・臨時休業期間中の児童生徒向けの動画等の授業作成・編集
- ・テスト問題等の作成
- ・ICTを活用した授業や学習の展開のための指導案の作成や教材開発
- ・GIGAスクール構想の一人一台パソコン導入を見据えたシステム構築や教材開発
- ・修学旅行等の学校行事の実施計画・実施手引き等の作成
- ・学校誌，学級通信，学校だより等の作成
- ・各校務分掌での資料作成

10 通信

学校との連絡は、電話を基本とするが、メールや動画通話等が利用可能な場合は、それらの利用も差し支えない。ただし、個人情報等の機密性を有する情報を扱ってはならない。在宅勤務に要する通信費等の費用負担は、在宅勤務者の個人負担となる。

11 その他

本要領に定めがないものについては、県教育委員会に協議を行うものとする。

本要領は、令和2年4月20日時点のものであり、当面は試行的に運用を行い、今後、運用状況を踏まえ、改訂を行うものとする。